

モデル対策が トします。

自

給率向上のポイントとなる麦・大豆・米粉用米・
飼料用米などについて、シンプルで分かりやすい助成体系の下

に生産拡大を促す対策と、水田農業の経営安定を図るために、

恒常に赤字に陥っている米に
対して補てんする対策をセット

で行います。

食料自給率の向上は、
我が国的主要課題。

I 戸別所得補償制度が目指す方向

自給率向上のためには、日本の優れた生産装置である水田を余すことなく活用することが重要。

○日本の農地の生産性は、海外と比べても高い水準を持つている。

(10アール当たりカロリー生

産性が日本は欧米の2~3倍)

○水田には、洪水防止機能、水源涵養機能、生物多様性の保全など、多面的な機能が備わっている。



米の需要が減少する中、
自給率を向上させるために
は、米以外の作物の生産を
増大させることが必要。

その前提として、水田農業の経営を安定させ、自給率向上に取り組む環境を作っていくことが不可欠。

○平成22年春に策定する食料・

農業・農村基本計画において、10年後に食料自給率50%を目指すための工程を示すべく検討中。

お問い合わせは、農林水産部農畜産振興課まで
TEL: 098-8666-1653

戸別所得補償 4月からスタート

戸別所得補償制度に関するモデル対策

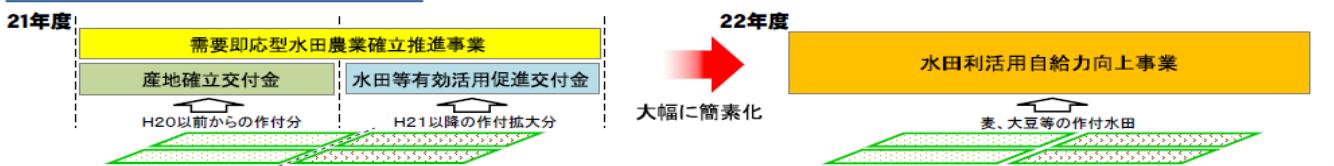
[5,618億円]

1 自給率向上事業の概要

(水田利活用自給力向上事業)
2,167億円

- 水田を有効活用して麦、大豆、米粉・飼料用米等の生産を行う販売農家に対し、主食用米並みの所得を確保し得る水準を国からの直接支払により実施。

交付金体系の見直し（イメージ）



①交付金単価

事業の仕組み

水田での作付面積に応じ、**全国統一単価**（その他作物を除く）で交付。

作物	単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物	35,000円
新規需要米 (米粉用・飼料用・バイオ燃料用米、WCS用稻)	80,000円
そば、なたね、加工用米	20,000円
その他作物(都道府県単位で単価設定可能)	10,000円
二毛作助成(主食用米と戦略作物又は戦略作物同士の組み合わせ)	15,000円

※ 制度変更に伴い交付額が減少する地域に対し激変緩和を措置。

②交付要件

捨て作りを防止し、需要に応じた生産を促進するため、実需者との出荷契約等を確認。

今回の対策の6つのポイント

- これまで需給調整に参加してこなかった農家が参加しやすくなるよう、生産数量目標の達成に関わらず助成対象。
- 作付拡大に対応できるよう、作付面積の実績に応じて、全国統一単価で交付（その他作物を除く。）。
- その他作物に対する交付は、単価（10,000円/10a）に基づく支援枠を設け、地域の実情に応じて柔軟に交付対象作物・単価を設定。
- 水田の自給力の向上のため、新たに二毛作助成（戦略作物15,000円/10a）を実施。
- 現行に比べて交付額が減少する地域の影響を緩和するため、交付単価の加算ができる激変緩和措置を講じる。
- 麦、大豆については水田経営所得安定対策に基づく生産条件不利補正交付金（ゲタ交付金）を引き続き交付。（21年度の全国平均で小麦約40,000円、大豆約27,000円）

2 米のモデル事業の概要

(米戸別所得補償モデル事業)
3,371億円

- 意欲ある農家が水田農業を継続できる環境を整えることを目的に、恒常的に生産に要する費用が販売価格を上回る米に対して、所得補償を国からの直接支払により実施。

事業の仕組み

定額部分	10a当たり1万5千円(全国一律)
変動部分	当年産の販売価格が標準的な販売価格(過去3年平均)を下回った場合、その差額を基に変動部分の交付単価を算定

今回の対策の5つのポイント

- 生産数量目標に即した生産者に対してのメリット措置。
- 地域協議会などを経由せず、国から直接交付金を支払う。
- 米価変動に対応し、補償対象の米価水準まで所得を補償する、いわゆる「岩盤対策」。
- 要件の確認などは、市町村や地域協議会などと連携。
- 自給率向上事業とセットで措置することで食料自給率の向上を実現。

